

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年3月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900090号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900044号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)C支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年7月1日から昭和59年3月1日まで
② 昭和59年3月1日から昭和60年10月1日まで

前回、A事業所に勤務し、入社以来、給与は毎年増加していたが、年金記録では標準報酬月額が前年よりも減額され又は前年と同額のまま変更されていない期間があり、請求期間(昭和38年1月1日から昭和58年8月1日まで)の標準報酬月額が増加していないのはおかしいので、訂正して年金額に反映させてほしいと北海道厚生局に申し立てたが、記録の見直しは認められないとする通知を受け取った。

しかし、昭和54年*月*日に発生したD施設の火災により、時間外勤務が増大していた時期があり、訂正が認められないとする通知には納得できないので、請求期間をA事業所C支店における請求期間①及びA事業所における請求期間②に変更し、再度請求する。

第3 判断の理由

前回の年金記録の見直し請求については、i) 請求期間(昭和38年1月1日から昭和58年8月1日まで)における請求者に係る標準報酬月額は、昭和40年10月1日及び昭和50年10月1日にそれぞれ直前の標準報酬月額より低く改定されていることが認められる。また、昭和46年11月1日から昭和48年8月1日までの期間及び昭和54年8月1日から昭和56年10月1日までの期間において標準報酬月額が変更されていないことが認められる。しかしながら、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、上記期間における請求者に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 請求者は、請求期間(昭和38年1月1日から昭和58年8月1日まで)のうち標準報酬月額が18

万円から15万円に減額されている昭和50年10月1日改定について、所持している「資格・賃金通知書(実施期日昭和50年4月1日)」によれば、昭和50年4月に16万7,000円の給与が支給されているのに、同年10月改定の標準報酬月額がそれより低い15万円はおかしいと主張するが、請求者の同僚の一人は「昭和50年は労使の賃金交渉が遅れ、賃金改定は8月給与からとなった。賃金交渉期間は組合の交渉戦術として時間外・休日勤務拒否が実施され、一時的に給与が減額になった。」と回答しており、同僚3人が提出した昭和50年分の給与明細書及びこのうち二人が提出した「資格・賃金通知書(実施期日昭和50年4月1日)」を照合した結果、昭和50年4月には賃金改定が行われず、同年8月から新賃金となったことが確認できる。

また、昭和 50 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定の基礎となった給与明細書を保管していた同僚二人から提出された当該給与明細書に記載された支給総額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることから、事業主は、当時の厚生年金保険法に基づく適正な標準報酬月額の届出を行っていたことが確認できること、iii) 請求者が同じ E 地区で勤務していたとして名前を挙げた同僚 12 人のうち、昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 6 人は、いずれも請求者と同様に標準報酬月額が減額されている。また、昭和 50 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 12 人については、請求者と同様に、昭和 50 年 10 月に標準報酬月額が減額され、翌月に増額となっている者が 7 人確認できることから、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらないこと、iv) 請求期間（昭和 38 年 1 月 1 日から昭和 58 年 8 月 1 日まで）のうち、上記 iii) の改定時を除く期間について、請求者に係る標準報酬月額は漸増傾向を示しており、請求者が E 地区で勤務していたとして名前を挙げた同僚 12 人の標準報酬月額の推移と比較して不自然な状況は見当たらないこと、v) 請求者に係る標準報酬月額が 32 万円となっている昭和 54 年 8 月 1 日改定から昭和 56 年 10 月 1 日改定までの期間のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 55 年 9 月までの標準報酬月額については、当時の標準報酬月額の等級区分における最高等級であること、vi) 事業主から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された標準報酬月額は、厚生年金基金加入期間（昭和 45 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで）において請求者のオンライン記録と一致すること、vii) このほか、請求期間における請求者が主張する事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成 28 年 1 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、昭和 54 年 * 月 * 日に発生した D 施設の火災により、時間外勤務が増大していた時期があり、訂正が認められないとする通知には納得できないとして、前回の請求期間（昭和 38 年 1 月 1 日から昭和 58 年 8 月 1 日まで）を A 事業所 C 支店における請求期間①（昭和 55 年 7 月 1 日から昭和 59 年 3 月 1 日まで）及び A 事業所における請求期間②（昭和 59 年 3 月 1 日から昭和 60 年 10 月 1 日まで）に変更して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、当厚生局の照会に対し、B 業所は、同社及び F 企業年金基金（以下「事業主及び基金」という。）が請求者に対し、平成 25 年 8 月 23 日付けで交付した文書「弊社及び弊基金へのご照会の件（最終回答）」のとおりであると回答しているところ、当該文書において、請求者が平成 17 年から 8 年間にわたり事業主及び基金に対し、標準報酬月額や年金制度の仕組み等について照会を行っており、事業主及び基金は、当時の資料が保管されておらず詳細は確認できないものの、責任をもって真摯に説明を行ったとした上で、請求者から多数の照会が送付されているが、これ以上の調査は不能であり、これまでに説明責任は全うしたとして、今後、事業主及び基金は、請求者からの照会に回答しない旨が記載されている。

また、請求者は、今回の再請求に当たり、昭和 54 年 * 月 * 日に発生した D 施設の火災によって、E 地区勤務の従業員の時間外勤務が増大していたが、当該時間外手当を含まない額を標準報酬月額の算定の基礎となる給与額として届出が行われていた旨を主張しているところ、A 事業所の年表において、昭和 54 年 * 月に「G 施設焼失」との記載が確認できる上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求者と同様に、昭和 59 年 3 月 1 日に A 事業所 C 支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に A 事業所において同資格を取得している同僚 559 人のうち、オンライン記録において、これまでに E 地区内の住所地であった履歴が確認できる 19 人から回答が得られたところ、このうち 14 人が当時 E 地区での勤務であったと回答し、当該 14 人のうち複数の同僚が、上記火災によって時間外勤務が増大していた時期がある旨を回答している。

しかしながら、上記の当時 E 地区勤務であったと回答している同僚 14 人からは、請求期間①及び②当時、時間外手当が標準報酬月額に含まれておらず、給与額と標準報酬月額が相違し

ていたとの請求者の主張を確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、今回の訂正請求において、A事業所に昭和36年から平成16年まで勤務した期間の一部を請求期間としているが、実際には、同社がH事業所の子会社として設立された当初（法人の設立日は昭和33年7月1日）から、歴代の担当者が標準報酬月額算定の基礎となる給与額を低く偽って届け出て、本来納付すべき厚生年金保険料との差額を横領しており、昭和52年1月に担当者による横領が発覚した後も、会社主導で虚偽の届出及び横領が続けられていた旨を強く主張しており、請求者は、前回の訂正請求時においても同様の主張を行っていた。

しかしながら、上述の回答が得られた同僚19人の中に、請求者が主張する虚偽の届出及び厚生年金保険料の横領があったと記憶している者はいない。

加えて、請求者は、請求期間①のうち昭和55年7月から同年9月までの期間及び昭和58年8月から昭和59年2月までの期間のほか、請求期間②のうち昭和59年3月から昭和59年9月までの期間について、当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の等級区分における最高等級であったことが確認でき、当該期間において、これを上回る標準報酬月額は存在しない。

その上、オンライン記録及び被保険者名簿によると、請求者は、今回の請求期間①及び②において、合計6回にわたり標準報酬月額の決定及び改定の記録が確認できるところ、請求者に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された標準報酬月額と一致していることが確認できる。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900092号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900045号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)C支店における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年7月1日から昭和59年3月1日まで
② 昭和59年3月1日から昭和60年10月1日まで

A事業所C支店における請求期間①及びA事業所における請求期間②について、年金記録の標準報酬月額と当時の給与額とが相違している。

両請求期間当時は、昭和54年*月*日に発生したD施設の火災により、時間外勤務が増大していた時期であるが、時間外手当が標準報酬月額に反映されていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B事業所は、請求者の両請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料はない旨回答していることから、請求者の両請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求期間①及び②における標準報酬月額の記録は、A事業所C支店及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録において確認できる請求者の標準報酬月額と一致している。

さらに、被保険者名簿により、請求者と同様に昭和59年3月1日にA事業所C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA事業所において同被保険者資格を取得している559人(請求者を除く。)のうち、A事業所に係る被保険者名簿において、請求者の整理番号の前後50番以内である計100人について標準報酬月額の推移を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

加えて、請求者は、昭和54年*月*日に発生したD施設の火災によって時間外勤務が増大していたが、当該時間外手当を含まない額を標準報酬月額の算定の基礎となる給与額として届出が行われていた旨を主張しているところ、上述の559人のうち、当時、E地区での勤務であったとする14人から回答が得られたものの、請求期間①及び②当時、時間外手当が標準報酬月額に含まれておらず、給与額と標準報酬月額が相違していたとの請求者の主張を確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

その上、被保険者名簿において、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900091号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900046号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)C支店における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年7月1日から昭和59年3月1日まで
② 昭和59年3月1日から昭和60年10月1日まで

A事業所C支店における請求期間①及びA事業所における請求期間②について、年金記録の標準報酬月額と当時の給与額とが相違している。

両請求期間当時は、昭和54年*月*日に発生したD施設の火災により、時間外勤務が増大していた時期であるが、時間外手当が標準報酬月額に反映されていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B事業所は、請求者の両請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料はない旨回答していることから、請求者の両請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求期間①及び②における標準報酬月額の記録は、A事業所C支店及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録において確認できる請求者の標準報酬月額と一致している。

さらに、被保険者名簿により、請求者と同様に昭和59年3月1日にA事業所C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA事業所において同被保険者資格を取得している559人(請求者を除く。)のうち、A事業所に係る被保険者名簿において、請求者の整理番号の前後50番以内である計100人について標準報酬月額の推移を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

加えて、請求者は、昭和54年*月*日に発生したD施設の火災によって時間外勤務が増大していたが、当該時間外手当を含まない額を標準報酬月額の算定の基礎となる給与額として届出が行われていた旨を主張しているところ、上述の559人のうち、当時、E地区での勤務であったとする14人から回答が得られたものの、請求期間①及び②当時、時間外手当が標準報酬月額に含まれておらず、給与額と標準報酬月額が相違していたとの請求者の主張を確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

その上、被保険者名簿において、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。